

産学官連携ものづくり工房 3D CAD 利用規定

大分大学医学部附属臨床医工学センター

大分大学医学部附属病院内に設置した「産学官連携ものづくり工房」内に設置された 3D CAD の利用に関して必要な事項を定めるものである。

(管理者)

第 1 条 3D CAD の運営、管理は臨床医工学センターが行い、その責任者は臨床医工学センター教授である。

(利用対象者)

第 2 条 学内者、学外者を問わず、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、およびそのための基礎研究に携わる、医療従事者、企業技術者、研究者、学生。

(利用内容)

第 3 条 大分大学医学部附属病院内に設置した 3D CAD (以下「CAD」とする。) を使用し、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、および基礎研究のための、試作品、器具等の設計を行うものとする。

(利用申請・利用方法)

第 4 条 本機器類を利用しようとするものは、臨床医工学センター受付に申請 (電話、e-mail、FAX、口頭にて) を行わなければならない。管理責任者が承認ののち、センター係員が開錠、施錠する。

(利用申請・利用方法)

(利用料金)

第 5 条 本機器の利用については、無料とする。

(利用時間)

第 6 条 本機器の利用時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までを原則とする。管理責任者が必要と判断した場合に限り、午後 5 時以後の利用を管理責任者が許可できる。

(利用の取り消し)

第 7 条 管理責任者は次の各項目のいずれかに該当するとき、利用の取り消しをすることができる。

1. 利用者が本規定または管理責任者の指示に違反したとき。

2. 利用申請の内容に齟齬が生じたとき。
3. 利用者が公序良俗に関する行為をしたとき。
4. 災害、機器の故障等の事故により、当機器の利用ができなくなったとき。
5. その他の事情により、管理責任者が特に必要と認めたとき。

(利用者の責務)

第8条 利用者は管理責任者から機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。コンピューターに USB 接続機器、ハードディスク等を接続する場合は、事前にウイルススキャンを行わなければならない。利用者の不適正な使用が原因となるウイルス感染、ハードおよびソフトの損傷、不具合を生じた場合は、利用者の負担で原状復帰をしなければならない。

(秘密保持)

第9条 当機器を使用した造形物に関して、運営管理組織および個人は一切の情報を外部に漏洩してはならないものとする。

(損害賠償)

第10条 機器利用により利用者が被った直接、および間接の障害について、大分大学、ならびに臨床医工学センターは一切の責任を負わないものとする。

付 則

この規定は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。